

別 紙

議会基本条例の検証と今後の対応

(議会基本条例第3条・6～21条)

平成31年3月26日

宍粟市議会改革特別委員会

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性、透明性、信頼性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市長その他市の執行機関（以下「執行機関」という。）の市政運営を的確に監視すること。
- (3) 市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため、必要な政策を自ら立案し、執行機関に提案することにより、市民とともにまちづくりに取り組むこと。
- (4) 市民にとって分かりやすい言葉を使うなど、市民の傍聴及び参加の意欲を高める議会運営に努めること。
- (5) 地方分権の進展に的確に対応するため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を行うこと。

【解説】

○今日的課題として特に求められているのは「開かれた議会」です。単に傍聴の呼びかけにとどまらず、議会全体の問題として常に透明性を心掛けねばならず、そのためには公平性、信頼性が高くなくてはなりません。また、本会議だけでなく、常任委員会や特別委員会もホームページ等を利用し積極的に公開していきます。

本条は、議会が常に立ち返るべき基本的な活動の原則を定めたものであり、その具体的な活動については、第6条以下に定めていることから、ここでは「市民に開かれた議会」と「他の地方公共団体の議会との交流連携」について検証する。

取り組み状況

市民に開かれた議会について

1. 傍聴者数

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
本会議の傍聴者数	73 人	110 人	140 人

2. 議場見学

小学校については、4年生の「ふるさとしそ探検隊」(校外学習)で年間に1～2校が来庁している。また、各種団体の見学は、年に1件程度である。

3. 中学生議会

対象	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年度
市内 8 中学校	17 人	17 人	17 人

4. 一般質問について、質問者・質問趣旨を表したチラシを新聞折込みにより配布するとともに、ホームページ・しーたん通信により周知している。

5. 傍聴者への配慮として、平成 28 年 6 月より手話通訳者を要請に基づき配置するとともに、つえの持ち込み及び幼児の立ち入りも可能とした。さらに、傍聴時の受付簿をカード方式とし、個人情報の保護に努めている。

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

他の地方公共団体の議会との交流連携について

1. 全国市議会議長会・兵庫県市議会議長会・播但市議会議長会・西播磨市町議会議長会に加入し情報交換等を行っている。
2. 兵庫県・岡山県・鳥取県県境圏域五市町村議員連盟に加入し、情報交換・陳情等を行っている。

課題

1. 市民に開かれた議会

団体意思の決定を行っている本会議の傍聴者は、インターネットでのライブ中継などを視聴する市民があることを考慮しても少ないと思われる。議会及び議員の活動に多くの市民が関心を持てるよう情報発信に努めなければならない。

また、次代を担う若者の意見を聴く場として平成23年度より取り組んできた「中学生議会」については、各中学校における担当教諭との打ち合わせなどの事前調整に多大な労力を要すること及び中学生が行う一般質問の内容が、一部形骸化していることなどから3ケ年の実施で終了している。

2. 他の地方公共団体の議会との交流連携

県市議会議長会や播但市議会議長会を通じ、議会運営についての情報交換は一定の成果を収めているが、本市における施策についての情報交換（情報収集）は十分であるとは言いがたい。今後は、常任委員会の継続調査において、関係市の情報を収集し比較検討する中で、議会としての政策提案が望まれる。

また、県境圏域議員連盟については、5市町村議会の日程を調整する必要があることから、適時の会議開催が困難な状況にある。

今後の対応

1. 市民に開かれた議会

- ① 本会議の傍聴者を呼びかける一般質問チラシを「仮称：議会を傍聴に行こう！」と改訂し、一般質問や議会のしくみなどを広く市民に周知する。《H30年6月より》
- ② 誰もが気兼ねなく傍聴が出来るよう現行の傍聴者カードの廃止を検討する。《H30年度中》
- ③ より多くの市民が議会を身近に感じられるよう常任委員会の移動開催（3市民局での開催）を検討する。《H30年度よりの開催》
- ④ 若者意見の聴取と議場開放の観点から、市内の高校生と議員の意見交換会を議場で行い、その様子をインターネット及びしそチャンネル・しーたん通信で放映することを検討する。《平成30年度》
- ⑤ 市民に議場を身近に感じてもらうため、本会議を行わない日の議場コンサートの開催に向けた検討を行う。《H30年度》
- ⑥ 現在、幾つかの小学校が行っている議場見学について、教育委員会を通じて本会議開催日の見学を依頼する。

2. 他の地方公共団体の議会との交流連携

- ① 政策課題について、所属する議長会加入団体への照会を充実し情報収集に努める。

県境圏域議員連盟については、より効果的な情報交換が行えるよう正副常任委員長による情報交換会の実施に向け協議する。《平成30年度》

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(市民と議会との関係)

- 第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、市民からの請願、陳情等を政策提案と位置づけ、真摯に受け止め協議し、必要な場合は文書により回答するものとする。
 - 3 議会は、市民又は団体からの要請に応じ、議員と市民又は団体が自由に情報及び意見を交換するよう積極的に努めるものとする。
 - 4 議会は、市民への報告と意見交換の場として、年1回以上、議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。
 - 5 議会は、議員活動に対する市民の評価の参考となる情報の提供に努めるものとする。

【解説】

- 議会の果たすべき重要な責任として、情報公開の徹底と市民に対する説明責任を明記しています。
- 請願や陳情等は、旧来の議会に対する「お願い」という枠を超え、分権社会にふさわしい政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴くなど慎重かつ丁寧に対応します。
- 議会は市民や市民団体等との意見交換の場を多様に設けて、その意見、意思を聴取し、行政課題解決のための議員の能力を強化します。
- 議会としての説明責任を果たし、多様な市民の意見・意思を聴取する場として、議会報告会を開催します。
- 議会は議決に対する重要な議案に対する説明責任を果たすため、議案等に対する議員個人の賛否の表明について、議会だより等での公表に努めることを定めたものです。

本条は、市民と議会との関係を定めたものであり、その具体的活動の情報公開の徹底については、第7条議会広報で検証する。

取り組み状況

情報公開の徹底について

1. 平成23年9月より本会議の傍聴者が閲覧できるように、議会事務局の窓口に閲覧用の議案書を設置。
2. 平成26年9月より本会議の傍聴者に申し出により一般質問通告書を配付する。
3. 平成28年4月より常任委員会の付託議案審査について会議録をHPに公開開始。

請願・陳情の協議について

平成29年6月の請願に関して参考人制度及び公聴会制度を活用。

請願・陳情提出件数	平成27年度		平成28年度		平成29年度 (12月末現在)	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
	6件	10件	3件	10件	6件	6件

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

議会報告会について

1. 平成 28 年 10 月より議会報告会を対面式から座談会方式に変更。テーマを決め、グループごとにKJ法を実施。

議会報告会参加者数	平成 27 年度 (12 小学校区と 3 団体)	平成 28 年度 (7 中学校区と 2 団体)	平成 29 年度 (7 中学校区と 2 団体)
	263 人	168 人	176 人

議会報告会アンケートでワークショップ形式での開催についての満足度 (とても満足、どちらかという満足とした者)	平成 28 年度	平成 29 年度
	48 人/91 人 (52.7%)	54 人/84 人 (64.3%)

2. 各種団体との意見交換会を実施。
H28. 商工会女性部、消費者協会
H29. 商工会青年部、消費者協会



おでかけ市議会について

平成 28 年 10 月より常任委員会が自ら市民団体等へ出かける意見交換を行う「おでかけ市議会」を実施。

H28. すぎの木家族会(民生生活常任委員会)

NPO 法人姫路コンベンションサポート(産業建設常任委員会)

H29. あおぞら太陽の家(文教民生常任委員会)

ふるさと地域おこし協力隊(総務経済常任委員会)



課題

1. 情報公開の徹底について

- ① 本会議の傍聴者から資料(議案) 見ることができないため、審議状況が解りづらいとの意見があるなど、情報提供に課題がある。
- ② 一般質問通告書については、傍聴者の希望者に配付しているが通告書の態様の統一が必要である。
- ③ 平成 30 年 2 月より会議録検索システムを導入したが、HP の閲覧率が把握できていない。

2. 請願・陳情の協議について

市内各種団体等からの請願・陳情は少なく、議会へ意見が届く仕組みとPRができていない。

3. 議会意見箱の設置について

- ① 議会に対する「意見箱」については、市政・議会に対する意見以外のものも寄せられ、また、全く違うものも投函されているが、総じて意見数は少ない。
- ② 手段としてのインターネットによる市民意見提案の聴取が必要。

4. 議会報告会について

議会報告会への参加者が少ないこと及びグループでの意見交換において市民意見の集約に止まっており、課題解決に向けた意見の取りまとめとなっていない。

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

5. おでかけ市議会について

おでかけ市議会については、議会から各種団体等への呼びかけをしており団体等からの自発的な開催要請とはなっていない。また、提案のあった意見については、議会としての対応策を決定し、確実に施策に反映する必要がある。

今後の対応

1. 情報公開の徹底について

- ① 議案については、傍聴者の閲覧に供するため、貸出資料(議案) 5部を作成用意し、事務局において、先着順により氏名・住所を確認の後、貸し出す。(本会議、常任委員会) <<H30年度>>
- ② タブレットによる情報提供(貸出し)については、引続き調査研究する。 <<H30年度>>
- ③ 一般質問通告書について、当日分通告書は特に受付はせず傍聴者に配付する。 <<H30年度>>
- ④ 一般質問通告書のHPでの事前公表について、今後、検討する。
- ⑤ 会議録検索システムについては、議会日より、HPで周知する。

2. 請願・陳情の協議について

議会報告会やおでかけ市議会等を通じ、「請願・陳情」の制度を周知する。また、請願・陳情者の意見を聴く機会を設ける。(常任委員会への参考人招致) <<H30年度より>>

3. 議会意見箱の設置について

意見箱の設置場所を増やすことを協議したが、設置場所を増やすことで意見が多く集まるとは判断し難く、設置場所は現状のとおりとする。なお、インターネットによる市民意見提案及び意見箱については、要綱でその取扱い(議員個人の誹謗中傷などは意見として取り上げない等)を定める。 <<H30年度>>

4. 議会報告会について

- ① 基本条例では、議会報告と意見交換を規定しているが、意見交換を主体とし小グループでの意見交換方式を当面維持する。
- ② 中学校区単位の開催は年1回とし、年度の前半における開催を目指す。 <<H30年度より>>
- ③ 対象団体を絞った懇談会を通年で開催(4班体制で2回の開催を目指す。) <<H30年度より>>
- ④ 具体的なテーマを設定し、議員はファシリテーターを務める。(意見のとりまとめだけではない) <<H30年度より>>
- ⑤ 議員は積極的に参加を呼びかける。 <<H30年度より>>

5. おでかけ市議会について

制度の周知を図るとともに、常任委員会が行う各種計画の所管事務調査の一環として、関係団体などとの意見交換を実施する。開催回数については、各常任委員会で年間2回以上を目指す。

<<H30年度より>>

6. 議員活動に対する市民の評価について

市民の評価を可能とするため、これまで以上に情報発信に努めるとともに、市民意見の聴取として議会活動全般をモニタリングする「議会モニター」及び「市民アンケート」の実施について検討する。

さらに、市民参加を促す手法として長野県飯綱町議会の政策サポーター制度など先進事例を調査するとともに、附属機関の設置について研究する。

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(議会広報)

第7条 議会は、市政に係る重要な情報について、議会広報を通じて定期的に市民に周知するよう努めるものとする。

2 議会は、インターネット等多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努め、市民の意見、要望等を取り上げるものとする。

【解説】

○従来より続けている各定例会後の「議会だより」の内容の充実については、不断の見直しを行い、より読み易い、読んでもらえる情報誌になるよう心掛けます。

○宍粟市ホームページ（議会ページ）の充実についても常に努め、本会議場のインターネット配信も行い、市民の意見の聴取を図ります。

取り組み状況

議会だよりについて

1. 議会だよりについては、年4回（定例会の翌々月に発行）している。
2. 平成27年11月より広報誌の配布先を市内医療機関や社会福祉法人に拡充。平成30年2月15日現在における配布先は、自治会を通じての各戸配布が13,615部、官公署（市役所内部を含む）356部、市内医療・福祉機関40部、市内金融機関6部、報道機関17部となっている。
3. 平成29年8月発行号より紙面の充実（読者を増やす）のために市内で活躍している地域団体等を紹介するページを新設。
4. 平成29年10月に「広報モニター」10名を任命し、市民感覚による議会の広報活動に対する意見の聴取を行っている。



5. 平成30年2月発行号より、表紙レイアウトを変更するとともにQRコードを表示。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
議会報告会アンケートで議会だよりを毎回見ている人数	84人/131人 (64.1%)	48人/93人 (51.6%)	47人/84人 (56.0%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (12月末現在)
市ホームページ（議会のページ）へのアクセス件数	1,073件	1,116件	1,294件
本会議開催月のHPへのアクセス件数（3・6・9・12月）	814件	824件	992件

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

議会広報活動について

1. 平成 22 年 12 月よりインターネットによる本会議のライブ中継を開始。
2. 平成 24 年 6 月より音声お知らせ装置（しーたん通信）で本会議のライブ中継を開始。
3. 平成 24 年 9 月よりケーブルテレビ（しそうチャンネル）で本会議のライブ中継を開始。
4. 平成 25 年 12 月よりしそうチャンネルで一般質問の録画中継を開始。
5. 平成 27 年 3 月より予算決算常任委員会のインターネット・しそうチャンネルでのライブ中継を開始。
6. 議会活動の情報については、本会議の日程をHP・しーたん通信・議会だよりにより発信している。
7. 議会報告会において、議会の機能や役割を説明するとともに、平成 29 年度より市の補助金一覧を参加者に配布している。

課題

1. 議会だより

市民懇談会（議会報告会）でのアンケート調査では、市民が議会だよりを毎回見ている人の割合が 56.0%と少ない。また、モニター会議では、「内容について行政用語が多く解り難い」「議会の役割や活動が見え難い」などの意見が寄せられている。また、「より市民に身近な子育て情報などがあれば、継続して読むのではないか。」などの意見もあり、市民にとってより身近で解り易い内容とすることが求められている。

2. ホームページへのアクセス件数

ホームページへのアクセス件数は増加傾向にあるものの全体としては少ない。なお、本会議開催月は、一般質問のライブ中継があるため、アクセス件数が他の月に較べ多くなっていると思われる。

今後、市民の議会活動への関心が高まるよう広報活動が重要となってくる。

3. 常任委員会審査の動画配信

市民団体からの要望があるものの、委員会の動画配信については、導入経費・運営に係る職員配置等の課題が多いことから導入に至っていない。

4. その他

情報発信手段の一つである「しそうチャンネル」については視聴率が把握できず、その有効性について数値による検証はできないが、一般質問の録画放送については、相当数の人が視聴していると思われる。今後、アンケートなどによる実態調査により有効性を検証するしくみの検討が必要である。

さらに、予算決算常任委員会以外の常任委員会の様子について、音声及び映像による情報発信ができていないことから、紙面（議会だより）による発信を検討する必要がある。

今後の対応

1. 議会だより

内容については、モニター会議での意見を参考に市民が関心を持つ内容に逐次変更するとともに、議会の役割や活動を市民に伝えることを念頭に解り易い表現に心がける。（特集や市政の重要課題についての連載、委員会活動など）

2. インターネット等多様な手段を活用した広報活動

現有する「しーたん通信」「しそうチャンネル」「ホームページ」の有効活用とフェイスブック・ラインによる情報発信を検討する。なお、現在は、予算決算常任委員会の審査状況を「しーたん通信」で発信できていないことから、その実施に向けた調整を行う。《平成 30 年度》

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

また、平成 29 年度より市がラインによる情報発信に取り組みだしたことから、議会においても、市のラインが活用できるよう行政部局に申し入れることとする。

さらに、常任委員会のインターネット配信及び議会独自のフェイスブック・ラインの活用については、種々の課題があることから、引き続き調査研究を行う。

代表質問・一般質問の動画の録画配信についても検討していくこととする。

3. 「宍粟市みんなの手話言語条例」に基づき、手話への理解の促進および手話の普及に取り組んでおり、議会の録画中継の動画配信に「手話通訳付き画面」を導入するよう検討していくこととする。

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(議会及び議員と執行機関の関係)

第8条 議会は、執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、市政の執行状況を監視し、その評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

2 議長から本会議及び委員会への出席を要請された執行機関は、議長又は委員長の許可を得て議員の質問に対して反問することができる。

3 議員は、会期中又は閉会中に関わらず、議長を経由して執行機関に対し文書により質問を行うことができる。この場合において、執行機関は文書により回答しなければならない。

【解説】

- 議会と執行機関は、二代表制の政策論議を尽くし、対立しながらも補完しあいながら市の発展を求めていきます。
- 権能」とは、法律上、ある事柄について権利を主張し行使できる権限のことをいいます。
- 議会及び議員と市長等（市長その他の執行機関及びその職員）との基本的な関係及び政策立案や政策提言の重要性を明記しています。
- 自治基本条例で定められた議会の果たすべき機能のうち、政策立案機能が今後とりわけ重要になることを踏まえ、議会は、条例や予算等の議案をはじめ、市の施策について、議会としての対案や修正案の提案、決議、議員の一般質問等の手法により、市長等に対し政策立案及び政策提言を積極的に行うものです。
- 首長の「専決処分」を法の定めるところに基づく以外は、認められないとする議決権の確立姿勢を貫くものです。
- 反問権」とは、本会議及び委員会で議員が市長等に対し質問したことについて、内容が分かりにくい場合などの確認や論点整理のために市長等が逆に質問することができる権利を言います。質問の質と緊張感を高めるものとして、期待されます。
- 議会は、二代表制の下、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を保持しながら、事務の執行の監視及び評価など、自治基本条例に定められた議事機関としての責務を果たしていくことを定めています。

本条は、議会及び議員と執行機関の関係性について定めたものであり、ここでは、「政策立案及び政策提言」、「反問権」と「文書質問」について、検証する。

取り組み状況

「政策立案及び政策提言」について

1. 政策条例：平成 25 年 12 月 「日本酒発祥の地宍粟市日本酒文化の普及の促進に関する条例」

「反問権」について

1. 平成 27 年第 23 回議会運営委員会確認事項
 - ・反問権について、今後の運営としては議長が内容を判断し、答弁を求めるものとします。また、反問に対して異議の発言も出来るようにしたい。
 - ・議長判断なしでスルーした場合、議員のほうからも異議を唱えることも可能である。また、議長が内容を確認したものについても異議を唱えることは可能。(申し合わせ事項 158)

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

「文書質問」について

1. 質問は一般質問に類する内容とし、議長の許可を得て事務局を通じて行う。答弁の提出希望日は、質問提出から15日以上を経過した日とする。(申し合わせ事項 159)

課 題

1. 「政策立案及び政策提言」について
 - ・議会として、政策立案、提言が実施されていない。
 - ・議会からの政策提言・政策提言が不十分である。
 - ・政策研究会の充実を図る必要がある。
2. 「反問権」について
 - ・市政上の論点・争点を明確にした質疑応答を行うため見直しを要する。
 - ・現状、反問内容に制限があることに問題があり、さらに研究する余地がある。
3. 「文書質問」について
 - ・議員は質問した内容、回答をどのように提言に結びつけるかが課題であり、ただ議員の質問に終わるのでは意味を要さない。
 - ・文書質問が議員個人からで議員個人と当局だけのやりとりで、その内容の共有化できていない。
4. 議員は、住民を代表し、市長等を監視する立場であることを重視し、議案についても是々非々の立場で臨むべきである。

今後の対応

1. 「政策立案及び政策提言」について
 - ・一般質問・所管事務調査・議会報告会などを通じて、各委員会から年度に1本は政策提言、条例提案を行う。《平成31年度》
 - ・住民の意見も取り入れた政策立案・政策提言を行うにはどうすれば良いのか調査・研究を行う。《平成31年度》
2. 「反問権」について
 - ・議員の「質問に対する趣旨、考え方、根拠を確認する」程度まで可能にする。《平成30年度》
 - ・反問権を取り入れ市民にも分かりやすく、議論を活発に行うための調査、研究及び制限撤廃の検討のための議論を進める。《平成30年度》
3. 「文書質問」について
 - ・質問した内容について提言及び提案は議長を通じて公表する必要がある。《平成30年度》
 - ・質問内容及び市長からの回答について、全議員に配布する。《平成30年度》
 - ・文書質問を行い、議会での議論を深めていく必要がある。《平成30年度》
 - ・議員所属の常任委員会への報告の必要性検討。《平成30年度》

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(市長による政策等の形成過程の説明等)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、その政策水準を高めることに資するため、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の背景
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (3) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (4) 政策等に関する法令、条例等
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、立案、執行における論点、争点を明らかにしなければならない。

3 議会は、執行後における政策評価について審議し、それを公表しなければならない。

【解説】

○政策水準を高める議論を行うため、6項目の情報提供に努めるよう市長に求めています。

○議会は、市長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めます。

本条は、市長による政策等の形成過程の説明、また、その政策を提案された議会が審査するにあたっての論点、争点の整理、その論点を中心とした政策評価について定めており、ここでは、「論点整理」「政策評価」について検証する。

取り組み状況

「論点整理」について

- ・常任委員会で整理を始めているが、不十分である。

「事務事業評価」について

1. H27年度決算審査において、事務事業評価を試行。
H28年度決算は本格実施。

課題

1. 「論点整理」

- ・委員会での資料配布時期の検討と資料を解読する時間が必要ではないか、委員会では議員の各思だけの質問発言であり、議会としての質問意見が必要ではないか。
- ・KPI（重要事業評価指標）の設定が不十分である。
- ・重要施策の効果及び費用に関して説明があるが、進捗等が見えてこない。委員会での継続審査が不十分である。
- ・H28年度決算において本格実施されているが、より水準を高めていく必要がある。
- ・結果（特に、費用対効果）別にして、概ねこの内容で委員会審査をしているものと理解している。

2. 「事務事業評価」について

- ・KPI（重要事業評価指標）の設定が不十分である。
- ・重要施策の効果及び費用に関して説明があるが、進捗等が見えてこない。委員会での継続審査が不十分である。

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

- ・H28 年度決算において本格実施されているが、より水準を高めていく必要がある。
- ・結果（特に、費用対効果）別にして、概ねこの内容で委員会審査をしているものと理解している。
- ・本会議、委員会審査時の論点整理不足。

今後の対応

1. 「論点整理」

- ・（1）～（6）の項目で意見を求めるのであれば、施策提案に対し論点整理が重ねられた委員会での審査調査が必要であり、できるようなシステムづくりに努力する。《平成 30 年度》
- ・議員・当局双方で再確認（論点・争点の整理）の徹底。《平成 30 年度》
- ・議員間討議により論点・争点を明確化する。《平成 30 年度》

2. 「事務事業評価」について

- ・KPI（重要事業評価指標）の設定。《平成 30 年度》
- ・調査研究をしながら、継続していく。《平成 30 年度》

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(予算及び決算における政策説明資料の作成等)

第10条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、審査に付するに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別のわかりやすい政策説明資料の作成及び提出を求めるものとする。

【解説】

○市長が、予算案や決算を議会に提出するにあたり、前条同様に、市民の代表である議員が審議を深めやすいよう、分かりやすい説明資料の作成に努めるよう市長に求めます。

本条は、予算案や決算の審議を深めやすいよう、分かりやすい説明資料の作成を市長に求めることについて定めており、ここでは、予算案及び決算に関する説明資料について検証する。

取り組み状況

予算案及び決算に関する説明資料

1. 当初予算案に関する「主要施策に係る説明書」、決算に関する「主要な施策の成果説明書」が理事者側から全議員に説明資料として提出される。
2. 詳細審査を担当する小委員会では、より深く審査するための資料提出を理事者側に要求する仕組みを設けている。

単位:千円										
所管課	議会事務局	事業名	議会広報広聴事業				予算書頁	37		
会計名	一般会計	総合計画の施策体系		基本方針	計画の着実な推進					
科目名等	1-1-1	議会費		基本施策	①情報共有の推進					
予算額等		財源内訳						29年度当初予算の内訳		
		国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額	
H28当初予算	10,239						10,239	賃金		
H28当初予算	5,622						5,622	共済費		
対前年度増減	4,617	0	0	0	0	0	4,617	需用費	2,188	
H27決算	2,811						2,811	委託料	7,430	
事業目的	広報紙の発行、会議録のホームページ公表を通じて、定例会・委員会を中心に議会活動を広く市民に広報することで、情報の提供と共有を図り、議会への市民参画を図る。			対象者(受益)		役員料及び賃料 備品購入費 補助金 その他				
事業期間	H17 ~		新規・継続・拡充の別		継続					
事業内容	【事業期間中の事業内容】 議会だよりについては、広報広聴常任委員会により企画編集を行い、定例会の翌々月に発行する。(年間4回、各14,500部)。定例会、各常任委員会の会議録を外部委託し、ホームページで公表する。また、合併後の本会議会議録をホームページから検索できるようにすることで施策推進を図る。 【H29の事業内容】 H29年度に議事録検索システムを導入する。また、議事録翻訳システム導入を研究し、会議録を迅速に公開できるようにするとともに、システムの精度を上げ、全庁でシステムをシェアすることにより、経費の節減を図る。									
成果目標・事業効果	事業に係る目標(数値目標)	-		目標数値の進捗率(継続・拡充事業の場合)	-					
事業効果	議会広報を通じて、市民に積極的かつわかり易く情報を発信し、情報の共有を図ることにより議会活動への理解と信頼感を深め、住民参加意欲の高揚を図る。									

【主要施策説明書】

単位:千円										
所管課	議会事務局	事業名	議会広報広聴事業				決算書頁	50		
会計名	一般会計	総合計画の施策体系		基本方針	計画の着実な推進					
科目名等	1-1-1	議会費		基本施策	①情報共有の推進					
予算・決算額		財源内訳						29年度決算の内訳		
		国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額	
H29最終予算	6,185						6,185	賃金		
H29決算	4,713						4,713	共済費		
予算-決算	1,472	0	0	0	0	0	1,472	需用費	1,713	
H28決算	1,642						1,642	委託料	2,939	
前年度決算比	3,071	0	0	0	0	0	3,071	役員料及び賃料	61	
事業目的	広報紙の発行、会議録のホームページ公表を通じて、定例会・委員会を中心に議会活動を広く市民に広報することで、情報の提供と共有を図り、議会への市民参画を図る。			対象者(受益)		備品購入費 補助金 扶助費 その他				
事業期間	H17 ~		新規・継続・拡充の別		継続					
事業内容	【事業期間中の事業内容】 議会だよりについては、広報広聴常任委員会により企画編集を行い、定例会の翌々月に発行し、自治会配布のほか公共施設、金融機関、福祉施設及び病院等の窓口を設置していただくことにより情報発信を行う。(年間4回、各14,500部) また定例会、各常任委員会・分科会の会議録をホームページで公表、合併後の本会議等会議録をホームページから検索できるようにすることで施策推進を図る。 【H29の事業内容】 議事録検索システムを導入し、合併後の本会議等会議録をホームページから検索できるようにすることで施策推進を図った。									
当初事業目標との比較及び事業成果・評価等	数値目標の対比	H29当初	H29結果	対比	目標数値の進捗率(継続・拡充事業の場合)					
事業の成果・評価等	本会議における議案の審査結果及び一般質問の内容を中心に議会から全市民へ向けた積極的な情報発信に資することが出来た。									

【主要施策成果説明書】

決算に係る事業評価、当初予算編成に係る議会意見

・議会は、決算委員会の事務事業評価シートや常任委員会審査報告書に基づき、当初予算に対する議会意見として、理事者側に提出している。

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

課題

予算案及び決算に関する説明資料

1. 当初予算案に関する「主要施策に係る説明書」の主要な事業の成果目標やその事業による効果に対して、根拠説明が不足している。
2. 決算に関する「主要な施策の成果説明書」では、事業の成果及び評価等に関する説明が不十分である。
3. 財政健全化目標と毎年度の予算編成を結びつけるため、財政調整における年度別目標を明らかにした資料の提出が必要である。

決算に係る事業評価、当初予算編成に係る議会意見

1. 理事者側からは、当初予算編成に係る議会意見への対応状況の報告として、予算編成時期における市の考え方が議会に提出される仕組みはできている。しかし、議会意見が十分に反映されていないものについて、議会からアクションを起こす仕組みが必要である。

今後の対応

予算案及び決算に関する説明資料

1. 「主要施策に係る説明書」「主要な施策の成果説明書」の質を高めるため、調査研究を行う。
《平成 31 年度》
2. 議会として、財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組みづくりについて調査・研究を行う。
《平成 31 年度》

決算に係る事業評価、当初予算編成に係る議会意見

1. 決算審査に事務事業評価を導入し、予算・決算を起点とした政策サイクルの確立をめざしている。この取り組みをさらに充実させ、議会の政策立案能力を高める。
《平成 31 年度》

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(地方自治法第96条第2項の議決事件等)

第11条 市政振興及び議決責任の役割を市長と分担する観点から、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本構想に基づく基本計画については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、議会の議決を必要とするものとする。

- 2 議会は、執行機関が策定しようとする重要な計画、策定された重要な計画等に対し、意見を述べることができる。
- 3 執行機関は、前項の意見を受けたときは、理由を付して計画の修正等の有無を文書その他これに準じる手法にて公表しなければならない。

【解説】

○地方自治法の規定に基づき、議会の議決すべき事件を条例で定めたものです。

○市がその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（10年間）を議会の議決を経て定めることは、地方自治法で義務付けられていましたが、「地方自治法の一部を改正する法律」で基本構想の策定規定が廃止されました。この条例では、基本構想と基本構想に基づく基本計画（5年間）は議会の議決事件としておりましたが、この法律改正を受け、改めて地方自治法第96条第2項の規定により、基本計画と基本構想に基づく基本計画の策定や変更を議決事件とするため、本条を改正しました。（平成23年9月）

○議会は、執行機関が策定しようとする計画や策定された計画等に対して意見を述べることを定めています。その時期等については、執行機関に対し定期的に開催する委員会等に適宜審査提案や報告をするよう求めています。

本条は、地方自治法の規定に基づき、議会の議決すべき事件と執行機関が策定しようとする計画や策定された計画等に対して意見を述べることについて定めており、ここでは、議会が議決すべき事件と執行機関が策定する重要な計画等への意見反映について検証する。

取り組み状況

地方自治法第96条第2項による議決事件の追加

- 1、市の総合計画に係る基本構想及び基本構想に基づく基本計画については、議会の議決を要するものとしている。（平成23年9月）
- 2、定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成28年3月2日付）を制定し、定住自立圏形成協定の締結又は変更について、議会の議決を要するものとしている。

執行機関が策定する重要な計画等への意見反映

- 1、議会は、執行機関が定める重要な計画等に対し、意見反映を行う仕組みとして「計画策定のプロセス」を作成し、計画骨子案の段階から関係する常任委員会に説明を求め、全議員間の討議を経た後、議会の意見をまとめ、議長名により文章で提出している。
- 2、対象となる重要な計画等とは、①政策レベルの計画（構想・ビジョンなど）②施策レベルの計画（基本計画・マスタープラン・戦略、指針、大綱など）③事務事業レベルの計画（実施計画・事業計画・推進計画・アクションプランなど）としている。

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

議会意見に対する対応

- 1、執行機関は、議会の意見を受けたときは、理由を付して当該計画等の修正等の有無について、文書で回答することとしている。

課題

地方自治法第96条第2項による議決事件の追加

- 1、定住自立圏形成協定の締結と同レベルの播磨地域連携中枢都市圏に関する協定及び変更について、議会の議決をすべき事件として条例制定が必要である。

執行機関が策定する重要な計画等への意見反映

- 1、執行機関、議会ともに「計画策定のプロセス」の扱いが曖昧になっている。再度の確認を要するとともに、議会意見の反映が不十分である。

議会意見に対する対応

- 1、議会意見について、執行機関がどのように反映したかしなかったかの公表がされていない。

今後の対応

地方自治法第96条第2項による議決事件の追加

- 1、地方分権の推進による議会の権能を拡大する見地からは、ある程度重点化する必要はあるものの、自治体としての意思を示すべき案件については議決事件として追加する必要があると考える。
このため、定住自立圏形成の協定締結と同レベルの播磨地域連携中枢都市圏形成協定に関して、議決事件に追加するための条例制定を検討する。《平成31年度》

執行機関が策定する重要な計画等への意見反映

- 1、執行機関が策定する重要な計画等に対し、市民を代表する議会の意見が計画等に反映されるよう、現行の仕組みについて再度確認するとともに、その実施に努めることとする。

《平成30年度》

議会意見に対する対応

- 1、議会意見は、市民を代表する意見であるため、執行機関がどのように意見を反映したのかなどを市民に公表するよう、その方法について検討する。《平成31年度》

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(自由討議による合意形成)

第12条 議会は、議員相互の自由討議を中心に、論議を尽くして合意形成に努めるものとする。

【解説】

○議会は、討論の場であることを確認し、本会議・委員会等において議案審議等の結論を出す場合、議員間で十分に討論、議論を尽くして合意形成に求めることを定めています。

本条は、議案審議等における議員間の十分な議論による合意形成について定めていることから、ここでは議員相互の自由討議について検証する。

取り組み状況

1 議員相互の自由討議を行う機会は、議会の申し合わせ事項(161)により、常任委員会と全議員協議会での運用となっている。

課題

- 1 自由討議は、論点、争点などを明らかにし、議員間の議論を通じて新しい知見を得たり、新たな方策を考えるために実施するものであるが、現状は、討論（賛成・反対）と変わらない討議となっており、十分な議論を尽くしているとは言い難い状況である。
- 2 市民に納得してもらえる自由討議を行うためには、一定のルール化が必要であると考ええる。
- 3 議会基本条例では本議会における自由討議の必要性を述べていることから、本会議、委員会等における自由討議のルール作りが必要である。
- 4 議案審議等に際して、議員間で十分な議論を尽くすためには、現在の委員会日程等の見直しが必要である。

今後の対応

- 1 自由討議に関するルール作りを行う。（例えば自由討議実施要領） 《平成31年度》
- 2 全議員協議会は、委員長報告のみに終わることなく、十分な議論の場がもてる次第づくりと進め方を検討する。 《平成31年度》
- 3 常任委員会における自由討議の在り方と委員会日程等の検討を行う。 《平成31年度》
- 4 本会議における自由討議の導入に向けて検討する。 《平成31年度》

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(委員会)

- 第 13 条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。
- 2 議会は、委員会の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。
 - 3 委員会の委員長は、市民の要請に応えるため、所管する委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するよう努めなければならない。
 - 4 委員会の委員長は、所管する委員会の秩序保持に努め、委員長報告を作成するとともに、質疑に対する答弁も責任を持って行わなければならない。
 - 5 本会議だけでなく、委員会においても公開に努め、全てにおいて開かれた議会を目指す。

【解説】

- 専門性の高い見地から審議を行い、議会閉会中の委員会活動を重視するとともに、市民の理解を得るために、審査内容等を報告するよう努めます。
- 委員会等は、開催日時も市民に知らせるようにし、全ての議会活動の透明性、信頼性を高めるよう目指します。

本条は、常任委員会及び特別委員会の専門性を高めることと委員会の公開など市民に信頼される委員会運営について定めており、ここでは委員会における議案審査のあり方や公開などについて検証する。

取り組み状況

- 1、議案付託の委員会開催の事前に、議案審査に関する論点整理の委員会を開催している。
- 2、H29 年度の請願審査において、参考人を招致した。
- 3、議員間の合意形成を図るため、所属外議員から議案等に関する論点整理表を提出できる仕組みを設けている。
- 4、すべての委員会は、公開としている。なお、予算決算常任委員会及び予算小委員会・決算小委員会などの部局別審査について、TV生中継を実施している。

課題

- 1、議案審査について、議員間討議が不十分である。現状は、議員個々が説明員に対して質疑し、その後の議員間討議がほとんどない状況である。
- 2、一日に4部局の審査を行う日程で常任委員会が開催されており、自由討議など議員間討議が不足するなど十分な議論を尽くした審査になり得ていない。
- 3、委員会は、常に公開されているが、現実にはほとんど知られていないし、傍聴者もいない。
- 4、一般質問において「検討」などと答弁された案件について、委員会調査が不足している。また、政策提言・立案に繋がるような所管事務調査の活動が行われていない。

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

今後の対応

- 1、付託委員会開催の事前における論定整理の委員会開催は本格実施する。 《平成 30 年度》
- 2、委員会が重要と認める調査や条例・政策提案のために必要な調査事項を明らかにした所管事務調査を行う。 《平成 30 年度》
- 3、議案付託の委員会審査について、委員長は、あらかじめ議員間討議のテーマを設定し、議員相互が十分に討議が行えるよう、予備日の日程活用も念頭に運営を行うこととする。 《平成 31 年度》
- 4、委員会運営にあたり、重要事項の審査においては、参考人を招致して審議を行うよう努める。 《平成 31 年度》
- 5、議案審査に係る常任委員会について、本会議場の使用も含め、TV 録画配信を検討する。 《平成 31 年度》
- 6、委員会等の会議において、情報通信機器を積極的に活用することにより、議員、執行部職員、市民にとって審議の内容が分かりやすく、かつ効率的な会議運営を行える環境を整えるため、タブレット端末の会議への持ち込みやプロジェクター環境の整備など、議会 ICT 化に向けた検討を進める。 《平成 31 年度》

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(政務活動費)

第 14 条 議員による政策立案又は提案等が確実に実行されるよう、別に定める条例に基づき、会派又は会派に属さない議員（以下「会派等」という。）に対し、政務活動費を交付するものとする。

2 会派等は、政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その用途の透明性を確保し、自ら説明責任を果たさなければならない。

【解説】

○政務活動費は、議員に交付される報酬ではなく会派（会派に属さない議員も含む）に対して交付しますが会派の意思で受取らない場合もあります。その用途については、政策提案のための調査研究に必要な経費や資料・広報紙などの印刷費などで用途が限定されます。（宍粟市議会政務活動費の交付に関する条例に規定します。）。

○第 5 条に規定する会派は、調査研究に資するため、交付される月額一人 1 万 5 千円の政務活動費を有効に活用し、政策形成等に努めます。

○政務活動費の交付を受けた会派は、毎年収支報告書を議長に提出するとともに、5 年間保管しなければならないことを明記します（宍粟市議会政務活動費の交付に関する条例に規定します。）。なお、領収書については、1 円単位とし全ての提出を義務とします。

○市民は、会派の収支報告書の閲覧を求めることができます。

本条は、会派等に交付される政務活動費の目的とその用途の透明性等の確保について定めており、ここでは、政務活動費のあり方について検証する。

取り組み状況

政務活動費の額、支出できる経費の範囲等について

1、宍粟市議会政務活動費の交付に関するする条例（平成 23 年条例第 21 号。以下「条例」という。）に基づき、会派又は会派に属さない議員（以下「会派等」という。）に、月額一人 1 万 5 千円が年度当初に 12 か月分交付されている。

2、政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例に規定されている。

3. 執行状況は次の通りである。

年度（平成）	23	24	25	26	27	28	29
執行率（%）	60.99	76.40	58.19	62.69	42.83	50.90	24.06

4. 先進地等調査研究活動は、調査後の定例会において調査内容を報告し、市民への公開に努めるとともに、市長以下幹部職員同席のもと当局との意見交換等を行い、調査内容の実現や政策提言に努めている。

収支報告書について

1. 政務活動費の収支報告については、議会だより及び市のホームページに掲載し公開している。
（領収書写しを公開している）

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

課題

- 1、廃止や交付額の縮小或いは交付方法についての意見があるなど、政務活動費の必要性等について議論する必要がある。
- 2、政務活動費の支出できる経費の範囲について、見直しを求める意見がある。
- 3、政務活動費は、議員による政策形成及び立案能力の向上のために公費で支給されている。しかし、執行率が低いことと、逆に、執行しても成果に結びついていないなどの課題があり、支給目的と成果が表れるよう検討を要する。

今後の対応

- 1、政務活動費は、その必要性や交付額、支出できる経費の範囲、交付方法等について、今後も十分な検証を行っていくこととする。
《平成 31 年度》
- 2、政務活動費は、政策立案又は提案等が確実に実行されるよう交付されるものであるため、先進地調査報告や当局との意見交換に留まることがないよう、その目的の達成に向けて努力する。
《平成 31 年度》

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(議員研修の充実強化)

- 第15条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。
- 2 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行うものとする。

【解説】

○議員の資質及び政策立案能力向上のため、議員研修を充実強化し、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙後に研修を行うことについて定めています。

本条は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修について定めたものであり、ここでは議員研修の充実強化について検証する。

取り組み状況

- 1、H28年度は、西播磨県民局長を講師とし、人口減少対策と地方創生戦略について全議員研修を実施した。
- 2、H29年度は、一般選挙後に高沖秀宣氏を講師に招き、一般質問の意義について、全議員研修を実施した。

課題

- 1、議員の資質及び政策立案能力の向上を図るための、議員研修が不足している。
- 2、政務活動費の執行率も低いことから、議員の資質及び政策立案能力の向上への取組みは決定的に不十分であり、議員研修の充実強化は喫緊の課題である。

今後の対応

- 1、議員の政策立案能力を高めるため、年1回以上は、実務研修を実施する。 《平成31年度》
- 2、毎年1回は、全議員を対象の研修を実施する。 《平成31年度》

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努める。

【解説】

○議会、議員の政策立案機能を高めるため、事務局の体制整備を強化します。

本条は、議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の体制整備を強化することについて定めている。ここでは、議会事務局の機能強化について検証する。

取り組み状況

1、事務局の体制は、事務局長、議事課長、係長、主査、事務補助員の5名が配置されている。

課題

- 1、事務局人事は、執行部の影響を受けやすい。在任期間も短く、政策立案機能を高めるための体制とは言えない。
- 2、委員会録画配信など、開かれた議会をめざすための職員体制としては、不十分である。

今後の対応

- 1、議会の法務、政策提言機能の強化（将来の議会の姿を考える）するため、専門職員を配置する。
《平成31年度》
- 2、常任委員会の公開など、市民に開かれた議会をめざすため、議会事務局の人員追加を要請する。
《平成31年度》

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(議会図書室)

第17条 議会は議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実と機能強化に努め、その有効活用を図るとともに、市民及び職員の利用に供するものとする。

【解説】

○議員の政策立案能力の向上を図るため、議会図書室に必要な書籍等を整備し、議員のみならず市民にも有効に利用することを定めています。※現行自治法規定あり。

本条は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実と機能強化について定めている。ここでは、議会図書室の充実と機能について検証する。

取り組み状況

議会図書室の利用状況

- 1 市民・職員の利用者数（過去3年データ）
- 2 議員の利用者数（過去3年データ）

議会図書室の書籍数

課題

議会図書室の利用状況

- 1、市民、議員の利用はほぼ、皆無に等しい状況である。図書室の環境についても、条例がめざす内容とあまりにもかけ離れている状態である。

議会図書室の書籍数

- 1、書籍数も非常に少ないため、市民及び職員の利用に供するものとは言えない。

今後の対応

- 1、今後は、電子書籍等の活用も視野に入れ、クラウド化の検討も進めるべき。《平成31年度》
- 2、書籍数を確保するため、政務活動費を活用して購入する図書は、市民及び全議員の共有化を図る。
《平成31年度》
- 3、国立国会図書館や県・市立図書館からの貸出ができるよう事務局体制の整備を行う。
《平成31年度》

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(議員政治倫理)

第18条 議員は、別に定める政治倫理に関する条例を遵守し、市民の代表として品位を損なう行為を慎み、またその地位を利用して不正の疑惑をもたれる恐れのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員としてその使命の達成に努めなければならない。

【解説】

○政治倫理に関する条例を別に定めることとし、その条例を遵守した議員活動を行い、議員の地位を悪用した不正な口利きをしない等、議員の責務を正しく認識した行動をするよう定めています。

本条は、別に定める政治倫理に関する条例を遵守し、議員としての責務を正しく認識した行動を行うことが定められている。ここでは、議員の政治倫理基準について検証する。

取り組み状況

政治倫理条例について

1. 宍粟市では、平成24年10月1日より宍粟市議会議員政治倫理条例を施行している。

課題

市議会議員の政治倫理

1. 政治倫理条例が制定されているが、公職選挙法に触れる行為や政治倫理基準等に抵触する恐れがある行為等を見聞きする。

今後の対応

1. 市議会議員の政治倫理

政治倫理審査会において、政治倫理条例の検証、特に、第3条の倫理基準や請負契約等について検証を行う必要がある。 《平成30年度》

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(議員定数及び議員報酬)

第 19 条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員定数及び議員報酬の改正にあたっては、議員が提案する場合は、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

【解説】

- 議員定数は、別の条例で定めることとしています。
- 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけでなく、市政の現状や将来展望を踏まえて議会機能の低下を来さぬよう総合的に検討し、また参考人制度や公聴会制度を活用して、広く市民の意見を聴取します。
- 議員報酬は、別の条例で定めることとしています。
- 報酬の改正は、行財政改革の側面だけでなく、市政の現状や将来展望を踏まえて総合的に検討し、また参考人制度や公聴会制度を活用して、広く市民の意見を聴取します。

本条は、議員定数及び議員報酬の決定について、市民意見等を広く聴取することを定めている。ここでは、議員定数及び議員報酬の決定手続きについて検証する。

取り組み状況

- 1、平成 25 年より議員定数を 20 名から 18 名に削減した。この定数改正については、市民意見の聴取（各種団体代表者の意見）を行っている。
- 2、平成 29 年より議員定数を 18 名から 16 名に削減した。この際は、市民意見を聴取せず、議員間の議論も不十分のまま、議員発議で改正した。

課 題

- 1、平成 29 年度の議員定数削減は、削減に関する具体的な資料や市民意見を聞く機会もなく、会派や議員間で調査・協議・検討の機会が殆ど無いまま、議員発議で条例改正に至った事は、条例の趣旨に添ったものとは言えないと考えられる。
- 2、県内で第 2 位の面積を持つ宍粟市において、現在の議員定数が適切であるかどうかまた、当市の人口変化等を鑑み更に検証していく必要がある。
- 3、議員報酬については、報酬審議会に委ねるが、社会情勢等や地域性を充分考慮した判断が望ましい。

今後の対応

- 1、議員定数及び議員報酬の改正については、参考人制度や公聴会制度の活用をはじめ、広く市民の意見を聴取する。

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(最高規範性)

第 20 条 この条例は議会に関する最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

【解説】

○この条例が議会を運営する上で、すべてに優先する条例であり、他の議会に関する条例や規則、規程等を制定又は改廃する場合は、この条例との整合を図らなければならないことを明記しています。

本条は、議会基本条例の最高規範性について定めたものであり、ここでは、議会における他の条例、規則等と議会基本条例の整合性について検証する。

取り組み状況

1、平成 23 年 4 月 1 日から施行された議会基本条例と他の条例等の整合性について、議会改革特別委員会を中心に検証している。

課題

1、議会基本条例の趣旨に合致しない運用事項（申し合わせ事項）も存在しており、基本条例との整合が課題である。

今後の対応

1、議会基本条例と現議会の運用事項の整合性を図る。また、社会情勢等の変化に対応した条例改正に向けた検証を行う。《平成 31 年度》

宍粟市議会基本条例の検証と今後の対応

(見直し手続)

第21条 議会は、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかどうかを市民の意見を聴きながら、議会運営委員会で検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に係る条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じなければならない。

【解説】

○この条例について、目的が達成されているかどうか不断の検証を行うことを定めています。

○検証の結果を受け、必要に応じて適切な措置を講じます。

本条は、議会基本条例の検証と改正について定めたものであり、ここでは見直し手続きについて検証する。

取り組み状況

1、議会改革特別委員会において、平成31年4月施行に向けて検証を行っている。

課題

1、開かれた議会をめざし、更に議会改革を推し進める必要性と条例改正がリンクしている。どのように市民意見を反映するかが課題である。

今後の対応

1、基本条例の検証と議会改革の今後の対応（案）を基に、仮称「市民検証委員会」による市民意見の聴取を行い、最終（案）をまとめる。 《平成30年度》

2、基本条例の改正を必要とするものについて、所要の手続きを行う。

《平成31年度》